

## 入 札 公 告

次のとおり指名競争入札に付します。

令和6年7月22日（月）

一般財団法人民事法務協会

代表理事 内 田 貴

### 1. 指名競争入札に付する事項

- (1) 件 名 等 登記情報提供センター室等移転に係る要件分析及び調査検討業務調達
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び調達仕様書による
- (3) 調 達 期 間 契約締結から令和7年3月末日（月）まで

### 2. 指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われていない者
- (2) 破産手続き開始の決定を受けていない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われていない者
- (3) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過している者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という）ではない者又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過した者
- (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当しない者
- (6) 法人であって、その役員のうち前各号のいずれにも該当する者がいない者
- (7) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配していない者
- (8) その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう）が前各号のいずれにも該当しない者
- (9) その人的構成に照らして、請負又は委託業務を適正かつ確実に履行することができる知識及び能力を有する者
- (10) 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他請負又は委託業務を適正かつ確実に履行するために必要な措置が講じられている者
- (11) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に該当しない者
- (12) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（省庁統一資格）の「役務の提供等」においてA又はB等級に格付けされている者で、発注する請負契約又は委託契約と同等以上の仕様の履行実績を証明できる者

- (13) 本調達と同等以上の規模を持つ業務の履行実績を証明した者
- (14) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第22条第1項の規定により契約を解除され、又は同法第33条の2第6項の規定に基づき請負又は委託業務の全部又は一部の停止を命じられたことがある者（その者の親会社等（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成18年7月5日政令第228号）第3条で定める特定支配関係を有する者をいう）が同規定に基づき、請負又は委託業務の全部又は一部の停止を命ぜられたことがある場合における当該者を含む）については、解除又はその業務停止期間が満了した日から5年を経過している者
- (15) ISMS（情報セキュリティ管理システム）又はそれに類する同水準の体制を有している者

3. 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-13-7 四国ビル7階  
一般財団法人民事法務協会 電子情報事業部（担当：後藤）  
電話 0570-056-785（平日 8時30分から17時00分まで）  
e-mail y\_gotou@minji-houmu.jp

4. 仕様書等配布の日時及び場所

日時 令和6年7月22日（月）9時から7月26日（金）17時00分まで  
配付場所 上記3の場所に同じ

なお、仕様書等配付を希望する者は、あらかじめ受取日時（平日 9時00分から16時00分まで）を上記3の問合せ先に電話またはFAXした上で来訪すること。

※ 配布期間中に仕様書等配付を受けなかった者は、入札に参加することができないので、注意すること。

5. 入札書類提出期限及び提出場所

日時 令和6年7月30日（火）17時00分  
提出場所 上記3の場所に同じ

6. 入札書の提出、開札の日時及び場所

日時 令和6年7月31日（水）10時00分  
場所 東京都中央区新川1-28-24  
東京ダイヤビル3号館2階会議室

7. 入札保証金及び契約保証金の納付

免除

8. 入札の無効

本公示に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

9. 契約書作成の要否  
要

10. 入札参加者に要求される事項

入札参加者は、入札説明書で示す必要書類を指定する期日までに提出しなければならない。  
なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

11. 落札者の決定

- (1) 入札説明書で定める方法をもって落札者を決定する。
- (2) 入札書を投函した後は、理由の如何を問わず、入札の辞退は認めない。

12. その他

詳細は、仕様書及び入札説明書等による。

以上